

議案第 3 号

市川市都市計画税条例の一部改正について

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 6 月 16 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 市川市都市計画税条例（昭和 31 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則第 13 項中「若しくは第 42 項」を「、第 42 項若しくは第 44 項」に改める。

第 2 条 市川市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 13 項中「若しくは第 44 項」を「、第 44 項若しくは第 45 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）の施行の日から施行する。

## 理 由

地方税法の改正に伴い、企業主導型保育事業の用に供する固定資産等に対して課する都市計画税の課税標準に係る特例を適用させる措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。